

としての漢学は受け入れても、これも原則的には反儒教である。
 以上を考えると、井上毅を保守的と見る人物像は出て来ず、むしろ進歩的と評価すべきであると思われる。

平安時代における物怪発生と社会状況について

竹 口 竜 介

目 次

はじめに

第一章 「もののけ」の語義について

第一節 漢籍からみる「もののけ」

第二節 古代日本の靈魂観(一)——「もの」について

第三節 古代日本の靈魂観(二)——「け」について

第二章 九世紀における「もののけ」

第一節 「もののけ」への仏教・神道・陰陽道の役割について

第二節 嵯峨太上天皇の遺詔改正について

第三節 古代における「祟り」

第四節 九世紀における神聖冒瀆に対する「祟り」について

——山陵篇——

第五節 九世紀における神聖冒瀆に対する「祟り」について

——神社篇——

第六節 陰陽寮占の変化について

第三章 十世紀における「もののけ」觀念の展開

第一節 「もののけ」と「怪異」

第二節 病氣としての「もののけ」

第三節 『今昔物語集』からみる「もののけ」について

おわりに

はじめに

「もののけ」という語句は九世紀半ば以降の各種文献史料（『源氏物語』に代表される物語文学や日記類）に多く見受けられる。例えば『源氏物語』では「大殿には、御物の怪いたう起こりていみじうわづらひたまふ。」（葵の段）、『栄花物語』では、「御物のけや、また畏き神の気や、人の呪詛などさまさまに申せば、神の氣とあらば、御修法などあるべきにあらず」（たまのむらきく）、また『左経記』

寛仁二年（一〇一八）閏四月十七日条「早旦法性寺に参る。御悩頗る宜く、御悩物気云々」には「物氣」と表記されている。「もののけ」について辻善之助は、「死霊又は、生霊が人間に祟りをなすもの^①」と定義している。また、折口信夫は「霊の疾（モノのケ）の意味であつて、「もの」は霊であり、神に似て階級低い、諸物の精霊を指した語」であるとし、そのような低級な精霊が、人の体内に入ったときに起こる病が「霊之疾（もののけ）」であると述べている。

このように特定の霊が、特定の人物にとり憑いて悩ませ、病氣の原因となる「もののけ」が登場しはじめるのが十世紀の中頃からであった。平安中期に書かれた日本最古の医学書である『医心方^②』には、「鬼瘧」について「もののけ」と訓んだりして、その治療法が書かれており、当時の医学書にも、このように病氣としての「もののけ」は認識されていたようである。服部敏良氏は「もののけ」という病氣について、平安時代の偏った食生活からくる栄養不足に加

えて、身体を拘束する衣服を着ることによる運動不足、さらに住居は光の当たらない造りになっていくなどの衣食住のあり方、また夜型の生活や陰湿な貴族政治などの生活環境が生み出したストレスが原因となっておこる「神経衰弱・ヒステリー・或いは恐怖観念を伴う変質性精神病^④」であったとされる。しかし平安時代の人々にとって、「もののけ」を身体の内面からくる症状とは考えることはできず、服部氏の指摘から外的要素からくる病氣であると認識していたことがわかる。

「もののけ」が史料上にあらわれ始めるのは九世紀前半であり、『日本紀略』天長七年（八三〇）閏十二月二十四日条である。だが、僧五口を講じ金剛般若経を読み奉る。兼ねて神祇官をして解除せしむ。物怪に謝するなり。

と一行あるだけで他に何の説明もないが、はたしてこの記事は「もののけ」を病氣として捉えることができるであろうか。しかし折口信夫は、平安時代の人々は『源氏物語』などの文芸作品を読む場合、文章上の「もののけ」を理解しており、「もののけ」についてあえて説明を加えられていないのは当然であるとしている。折口は触れていないが、文芸作品以外にも六国史といった歴史書になると、「もののけ」の記事が顕著にみられるので、以下これらの記事を通して「もののけ」病因説について検討したい。と言うのは、科学の発達した今日において、「もののけ」の存在を信じている人などいないにもかかわらず、一方で「もののけ」や占いといった不可思議的・

非科学的と思われるものについて囚われている人もまた多い。それは何故なのかと思うからである。

以下、修士論文では九世紀以降にあらわれた「もののけ」とはいったい何であるのか。また、「もののけ」という概念はいったいどのように時代と共に変化を遂げていったのか、を中心に考察した。

第一章 「もののけ」の語義について

第一節では、「もののけ」の語源は古代中国に始まることから、漢籍にみられる「もののけ」について、その語義から考察していく。『史記』や唐代の韓愈が書いた「原鬼」などには「もののけ」について記載されている。王充の著書『論衡』には、「物気」という語が出てきており、意味は「万物・事物の現象」、「化け物」などが挙げられる。八世紀には多くの漢籍が日本に伝来している事からも「もののけ」観念は、八世紀の日本には伝わっていたと考えられる。だが、「もののけ」という語句は、九世紀以前の日本において確認できない。一方で「もののけ」は、「もの」と「け」からなる合成語であり、「もの」と「け」を分けてみていくと、『記紀』などではよくみられる語である。そこで第二節では、「もの」について考察していく。

古代の信仰において「もの」とは、「かみ」・「おに」・「たま」と並んで、かたちの無い極めて抽象的な霊的存在であったとされている。また、「鬼」を「おに」と訓む場合と「もの」と訓む場合があった。

『日本書紀』研究者であった谷川士清は、『万葉集』では「鬼」をほとんど「もの」と訓ませているところから、古代において「鬼」は「もの」と訓むべきであって、「おに」とは訓むべきではないと述べている。「もの」には霊的存在をあらわす意味を持っていたのである。また、「物」も「もの」と訓むが、こちらの場合は、物質的な意味で用いる場合が多い。古代において、霊的・物質的な「もの」は区別されていたのである。

「もののけ」は「物怪」とあらわす場合と「物気」とする場合があった。古代において「け」は、呼吸や生命をあらわす「気」を用いる。一方で「気」は疫病の意味もあった。また、「気」は生命の源を指す語であった。プラスに働けば「呼吸」といった生命活動をあらわし、マイナスに働けば病気の原因となる。そして人体に「気」が尽きてしまうということは「死」を意味したのである。

このことから「もののけ」を漢字であらわす場合は「物」ではなく「鬼の気」としたほうがより「霊的存在」をあらわす語句として適切ではないかと考える。

第二章 九世紀における「もののけ」

「もののけ」に関する事象（性質・特徴）について、詳しく明記されることのない記事が多いなか、詳しく記載された記事の一つに嵯峨太上天皇の遺詔改正がある。『続日本後紀』承和十一年（八四四）八月乙酉条に、文章博士春澄善繩・大内記菅原是善等が嵯峨太上天

皇の遺誡についての意見を具申した記事がある。

大納言正三位藤原良房の宣に被るに称く、先帝の遺誡に曰く、世間の事、物怪ある毎に祟り先霊に寄す。是れ甚だ謂われ無きなり。今、物怪有るに随いて、所司をして卜筮せしむるに、先霊の祟、卦兆に明らかなり。臣等信を擬す。則ち遺誡の旨に件う。用いざれば則ち當代の咎を忍ぶ。進退惟れ谷まる。未だ何れに従うべきか知らず。若し遺誡後に改むべきあらば、臣子商量して之を改めんや。以て否とすべきかと。(中略)卜筮の告ぐる所強いて信じずべからず。君父の命、量つて宜しく取捨すべし。然らば則ち改むべきは之を改むるも、復何ぞ疑わんやと。朝儀之に従う。

嵯峨太上天皇は「物怪」と「先霊の祟」が結びつくのは謂われ無きことであるとした遺誡を残したが、具申書には、これを改めて今後は卜筮主導に転じた立場をとっている。「もののけ」の事象が問題とされている記事は、これが初見である。

嵯峨太上天皇遺誡で問題となっている部分を要約すると、「もののけ」があらわれるたびに「祟り」を引き起こしているのは「先霊」であると占いにでるが、それは根拠のないことであると先帝は述べている。「もののけ」があらわれたとき、所司に卜筮(占い)をさせると、「卦兆には先霊の祟りとでている」ことからして、「もののけ」が原因であることは明らかである。ここから判ることは、「もののけ」は「祟り」が起る前段階にあらわれるということである。

平安時代における物怪発生と社会状況について

ある。「もののけ」の存在を確認してから卜筮を行ない、そこから導き出されたのが「先霊の祟」であるとしている。九世紀になって「もののけ」↓「占い」↓「祟り」という順序が成立するのである。では、ここで問題となっている「祟り」とはいったいどのようなものであったのであろうか。

「記紀」(『古事記』垂仁天皇段・『日本書紀』允恭天皇十四年秋九月癸丑朔甲子条など)にみられる「祟り」は神の行為であり、その内容は、突如として一方的に理不尽な要求を押し付け、要求を呑まなかった場合は、人を死にいたらしめるものであった。「祟り」とは、まさに人知を超えた恐ろしい存在であった。また古代の人々は、神々の気まぐれによって下される一方的な指示にも従わなくてはならなかった。だが、神から一方的に押し付けられるものだけが「祟り」ではなかった。人が神域を冒瀆する行為もまた神の祟りを生む原因となった。例えば、神域冒瀆行為として神木の伐採が上げられる。

神域冒瀆行為における「神の祟り」が頻繁に起こるのは、人間が自然を開発していく過程で自然との調和がとれてなかったために生じた現象に対する認識が根底にある。人間の方で土地を開発する過程においては、自然を破壊しているという、「原罪」意識のようなものが絶えず働いていることが一つの前提にあるため、このように「記紀」の時代にみられる「祟り」には、「神が一方的に人に命じる場合」と、「人が神域を侵すといった神の怒りを引き起こす行為を

おこなった場合」の二種類あったと考えられる。

九世紀になると「祟り」の主体が多様化する。特に山陵が原因となる「祟り」は頻発する。例えば、『続日本後紀』承和八年（八四一）十月二十九日に、この頃仁明天皇が病気で悩んでいるので占いをしてみると、原因は柏原山陵の木々伐採并びに「犯穢」による祟りが発生したからであった。「犯穢」とは何であろうか。例として『続日本後紀』嘉祥三年（八五〇）三月十四日では、「もののけ」があらわれたので占いをしてみたところ、柏原山陵の祟りのためであるとでた。祟りを生み出した原因として、「御陵内に犯穢せる事」であった。柏原山陵の祟りは鎮まらなかったようで、二日後に再び宣命が読まれている。内容はほぼ同じであるが、「巡察せしむるに御陵内に樹を斫る事在り。」と、祟りの原因について詳しく記載されており、御陵内の木々の伐採が祟りの原因であった。「犯穢」は御陵内の木々伐採のことであった。このように山陵内の汚れは、「祟り」を生み出す原因の一つであった。

嘉祥三年（八五〇）三月十四日では「もののけ」があらわれたので「占い」を行うと柏原山陵の「祟り」のためであるので、「もののけ」↓「占い」↓「祟り」の順序が成り立つ。承和八年十月二十九日の事例なら、「天皇の病」↓「占い」↓「犯穢による祟り」となる。この二例は「もののけ」と「天皇の病氣」以外は同じである。「天皇の病氣」は祟りが原因であった。「もののけ」もまた同じである。そのことから「もののけ」は「祟り」によって引き起こされる

現象であり、その現象があらわれる原因としての「穢れ」が山陵内の木々伐採に求められていると考えられる。

また、九世紀には神社における「祟り」も増加する。『延喜式』神社四至条では、「凡そ神社の四至の内、樹木を伐り、および死人を埋蔵することを得ず」とあり、国家が神社内の木々伐採を禁止している。しかし、山陵・神社といった神域に対する冒瀆がいつこうに無くならないので、『日本三代実録』貞観五年（八六三）七月二十五日、五畿、并びに伊賀・伊勢・志摩・遠江・相模・上総等の国に、「国家を鎮護し災害を消伏するは、尤も是れ神祇を敬ひ、祭礼を欽むの致す所なり。是の以に格制頻りに下り、警告慇懃なりき。今聞く、諸国の牧宰制旨を慎まずして、専ら神主禰宜等に任せ、神社を破損し祭礼を疎慢ならしめ、神明其れに由りて祟を発し、国家此れを以て、災を招くと。今諸社をして一時に新に華飾を加へしめんとす」と命じている。神社の破損・祭礼の怠慢による神への不敬な態度が「祟り」を引き起こす原因となり、災を招くことになる。国家が認識している。それに対して「月を経、年をこえて、未だ修め造らず。宜しく早く修飾を加へて、重ねて怠を致すこと勿かるべし」と神社の修復を急がせている。

律令国家では神祇官・陰陽寮とも卜占を行っており、八世紀末から九世紀末にかけて、「祟り」現象の占いのほとんどが神祇官によるものであった。陰陽寮が関与することもあるが、それは神祇官とともに卜占を行うことが多く、陰陽寮独自で占うことは九世紀前半

においてはあまり見られなかった。それが九世紀後半になると神祇官・陰陽寮の卜占の結果が異なる場合が出てくる。また、神祇官・陰陽寮による卜占の結果に、「祟り」の原因となるものが、どの方角にあるのかまで分かるようになるのは九世紀後半になってからであった。

第三章 十世紀における「もののけ」観念の展開

六国史以降の歴史書として、『日本紀略』を中心に十世紀における「もののけ」を考察していく。延喜元年（九〇一）六月甲子条に、「物怪に依りて、諸社に奉幣す。」とある。延喜五年（九〇五）二月十五日、「諸社に奉幣す。怪異に依るなり。」と「もののけ」ではないが、「怪異」が奉幣の対象となっている。寛平五年（八九三）正月辛亥条では、怪異のため、五畿七道諸国の神社を奉幣し、国分・定額寺などで仁王経を転読している。「怪異」も「もののけ」と同じく、奉幣や転読によって鎮めることができたのである。では「怪異」と「もののけ」は同じ意味なのであるか。

例えば、延喜六年（九〇六）八月七日紀伊国の牟婁郡熊野村で四月十八日に牝牛が仔牛を産んでいる。その仔牛は、「形体は黒斑で、四蹄、一頭より両面に相分す。左面短く而して右面長き。」と、外見は黒斑で、蹄は四本あり、顔は左面は短く、右面は長いという異様な姿であった。「仔牛の怪異」ついて陰陽寮に勘申させると、「国盗兵事に依る。繁囚有ることてへり。国宰に仰せて謹慎せしむ。」

という結果がでた。異様な形態をして生まれてきた仔牛を「怪異」と理解している。「もののけ」が霊的存在であるならば、「怪異」はその霊的な力によって引き起こされた事象であると言える。

十世紀に入ると「怪異」と称される、異形の仔牛に対する占いは陰陽寮の管轄であった。「祟り」に対しての占いは、ほぼ独占状態にあった神祇官も九世紀後半になると、陰陽寮が「祟り」占にも神祇官とは違った意見を述べるようになっていくところからも、陰陽道の存在が浸透してきたことを意味している。

次に『今昔物語集』巻二十七には怪異談が数多く収載されており、そのなかには「もののけ」に関する話がある。この当時といったどのようなものが「もののけ」と思われていたのかを、『今昔物語集』巻二十七を中心に考察していく。

『東三条銅精成人形被堀出語第六』では、東三条殿に住む重明親王が殿上で、「長三尺許なる五位の太りたる」と、身の丈三尺ほどの太った五位の男が時々歩いているのを目撃した。怪しく思い、すぐれた陰陽師を召してそのことについて尋ねた。「其の祟りを被問ければ」として、五位の男を目撃したことを「祟り」を結びつけている。その陰陽師は「此れは物の気也。但し人の為に害を可成き者には非ず。」として、人に危害を加えるものではないと述べている。そこで、「物の気」は何であるのかを占った結果、「此れは銅の器の精也。宮の辰巳の角に土の中に有り」として、東南の隅に埋まっているとでたので、その場を掘ってみると占い通り、銅の提（ひさ

げ)が見つかったのである。それ以後、五位の男は現れることはなかった。「此れを思ふに、物の精は此く人に成て現ずる也けり」となむ皆人知にけり、となむ語り伝へたるとや」と、物の精は人となつて現れるものであると理解したと『今昔物語集』には記述されている。銅の器といった器物と「もののけ」が結びつくのは早くても平安時代末からだと考えられる。

『日本書紀』などにみられた「神の祟り」とは、不可解な要求を一方的に押しつける理不尽極まりないものであった。それが平安時代末になると、祟りには害は無くなり、祟りとともにあらわれた「もののけ」は、もはや国家レベルではなく、個人に対して不安や恐怖をいだく存在となる。このように平安時代末になると、全体的、普遍的、抽象的な性格をもつ「もののけ」は、誰某の霊とかに個別化され、部分的、私的、特殊的、具体的な存在に細分化され、「祟り」を起こしても害さえ与えることのできない矮小化されたもので成り下がってくるのである。

おわりに

以上、「もののけ」の語句や内容、そして対象の展開を考察してきた。「もののけ」は、時代が経つにつれて国家から個人へ、と祟る対象が変化しており、この対象の変化は何を意味しているか。古代人の意識では、その名を傷つけば実体が傷つき、その名を言えば、その実体が現れるという言霊信仰があるため、恐ろしいものや

魔物についてあきらかな名で言うことはできなかった。そこで存在一般を指す「もの」をつけることにしたのである。そのため「鬼」は「もの」とよみ、化け物・魔物と「もの」の字がつくのである。恐ろしい存在であったからこそ「もののけ」とし、あえて「漠然とした語」であらわされたのであった。そのため、「もののけ」があらわれた際には、国家が対処しなくてはならなかった。それが時を経るとともに、「もののけ」の力は徐々に小さくなり、もはや特定の個人を祟る程の力しか持ち得なかったのである。

「もののけ」が、個人霊をあらわす語として認識されること自体が、元来の意味から大きく離れている。このことは、中央集権国家が崩壊し、日記類に代表されるように、人それぞれに「個」が確立していく貴族社会への移り変わりが影響していると考えられる。

註

- ① 辻善之助『日本仏教史』第一巻 六九四頁 岩波書店 一九四四
一一・三〇
- ② 折口信夫『もの、け其他』『折口信夫全集』八巻 三一九頁 一九六六
- ③ 『医心方』巻十四 蘇生・傷寒篇 横佐知子全訳精解 筑摩書房 一九九八
- ④ 服部敏良『平安時代医学の研究』科学書院 一九八〇 再販